

## こども政策の推進に係る作業部会の開催について

令和3年7月6日  
内閣官房長官決裁

- 1 子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排し、子供の視点に立って、各ライフステージに応じて切れ目ない対応を図るとともに、困難を抱える子供への支援等が抜け落ちることのないような体制を構築することとし、こうした機能を有する行政組織の創設を検討するため、こども政策の推進に係る作業部会（以下「作業部会」という。）を開催する。
- 2 作業部会の構成は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。

座長 内閣官房副長官（事務）  
副座長 内閣官房副長官補（内政担当）  
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）  
内閣府大臣官房長  
内閣府政策統括官（政策調整担当）  
内閣府子ども・子育て本部統括官  
警察庁長官官房長  
総務省大臣官房長  
総務省行政管理局長  
法務省大臣官房長  
財務省大臣官房長  
文部科学省大臣官房長  
文部科学省初等中等教育局長  
厚生労働省大臣官房長  
厚生労働省子ども家庭局長

農林水産省大臣官房長  
経済産業省大臣官房長  
国土交通省大臣官房長

- 3 作業部会は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で座長の指定する官職にある者とする。
- 4 作業部会の庶務は、内閣府、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、作業部会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。